

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法規 12問 } 3時間
無線工学 24問 }

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入(マーク)すること。

[1] 次の記述は、電波法の目的及び電波法に定める定義である。電波法(第1条及び第2条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① この法律は、電波の A な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。
- ② 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための B をいう。
- ③ 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその C を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

	A	B	C
1	公平かつ能率的	通信設備	管理
2	有効かつ適正	通信設備	監督
3	公平かつ能率的	電氣的設備	監督
4	有効かつ適正	電氣的設備	管理

[2] 次の記述は、申請による周波数等の変更について述べたものである。電波法(第19条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人又は電波法第8条の予備免許を受けた者が識別信号、 A 、周波数、 B 又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、 C その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

	A	B	C
1	電波の型式	空中線の型式及び構成	電波の規整
2	電波の型式	空中線電力	混信の除去
3	無線設備の設置場所	空中線の型式及び構成	混信の除去
4	無線設備の設置場所	空中線電力	電波の規整

[3] 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法(第28条及び第29条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の A 、 B 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する C が、総務省令で定める限度をこえて D の機能に支障を与えるものであってはならない。

	A	B	C	D
1	周波数の偏差及び幅	高調波の強度等	電波又は高周波電流	他の無線設備
2	周波数の偏差及び幅	空中線電力の偏差等	電波	重要無線通信に使用する無線設備
3	周波数の偏差	高調波の強度等	電波	他の無線設備
4	周波数の偏差	空中線電力の偏差等	電波又は高周波電流	重要無線通信に使用する無線設備

[4] 次の記述のうち、「無給電中継装置」の定義に適合するものはどれか。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 受信装置のみによって電波の伝搬方向を変える中継装置をいう。
- 2 電源として太陽電池を使用して自動的に中継する装置をいう。
- 3 自動的に動作する無線設備であって、通常の状態においては技術操作を直接必要としないものをいう。
- 4 送信機、受信機その他の電源を必要とする機器を使用しないで電波の伝搬方向を変える中継装置をいう。

[5] 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第22条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

高圧電気（高周波若しくは交流の電圧 A 又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易に触れることができないように、絶縁遮蔽体又は B の内に收容しなければならない。ただし、 C のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

	A	B	C
1	300ボルト	接地された金属遮蔽体	取扱者
2	500ボルト	金属遮蔽体	無線従事者
3	500ボルト	接地された金属遮蔽体	無線従事者
4	300ボルト	金属遮蔽体	取扱者

[6] 次の記述は、無線従事者の免許証の返納について述べたものである。無線従事者規則（第51条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から A 以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に返納しなければならない。免許証の再交付を受けた後 B ときも同様とする。
- ② 無線従事者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は失そう宣告の届出義務者は、 C 、その免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。

	A	B	C
1	10日	氏名に変更を生じた	遅滞なく
2	20日	失った免許証を発見した	1箇月以内に
3	10日	失った免許証を発見した	遅滞なく
4	20日	氏名に変更を生じた	1箇月以内に

[7] 次に掲げる通信のうち、固定局（電気通信業務用無線局を除く。）がその免許状に記載された目的の範囲を超えて運用することができないもの（注）はどれか。電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号から第5号までに掲げる通信を除く。

- 1 電波の規正に関する通信
- 2 免許人以外の者のために行う通信
- 3 非常の場合の無線通信の訓練のために行う通信
- 4 無線機器の試験又は調整をするために行う通信

[8] 次の記述は、擬似空中線回路の使用等について述べたものである。電波法（第57条及び第58条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局は、次に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- (1) A を行うために運用するとき。
- (2) B を運用するとき。
- ② B 及びアマチュア無線局の行う通信には、暗語を C 。

	A	B	C
1	無線設備の機器の試験又は調整	実用化試験局	使用することができる
2	至近距離にある無線局と通信	実験等無線局	使用することができる
3	至近距離にある無線局と通信	実用化試験局	使用してはならない
4	無線設備の機器の試験又は調整	実験等無線局	使用してはならない

[9] 無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、総務大臣からどのような処分を受けることがあるか。電波法（第79条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者の免許の取消し
- 2 6箇月以内の期間を定めてその業務に従事することの停止
- 3 無線従事者が従事する無線局の運用の停止
- 4 無線設備の操作の範囲の制限

[10] 次の記述は、固定局の臨時検査（電波法第73条第5項の検査をいう。）について述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

総務大臣は、次に掲げる場合は、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等（注）を検査させることができる。

注 無線設備、無線従事者の資格（電波法第39条第3項に規定する主任無線従事者の要件を含む。）及び員数並びに時計及び書類をいう。

- ① 総務大臣が電波法第71条の5（技術基準適合命令）の規定により無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認め、当該無線設備を使用する無線局の免許人等（注）に対し、 A その他の必要な措置をとるべきことを命じたとき。
- 注 免許人又は登録人をいう。
- ② 総務大臣が電波法第72条（電波の発射の停止）の規定により無線局の発射する B が総務省令で定めるものに適合していないと認め、当該無線局に対して C 電波の発射の停止を命じたとき。
- ③ 総務大臣が②の命令を受けた無線局からその発射する B が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたとき。
- ④ 電波法の施行を確保するため特に必要があるとき。

	A	B	C
1	その技術基準に適合するように当該無線設備の修理	電波の強度	3箇月以内の期間を定めて
2	当該無線局の運用の停止	電波の強度	臨時に
3	その技術基準に適合するように当該無線設備の修理	電波の質	臨時に
4	当該無線局の運用の停止	電波の質	3箇月以内の期間を定めて

[11] 無線局の免許人等（注）は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、どうしなければならないか。電波法（第80条）及び電波法施行規則（第42条の3）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 免許人又は登録人をいう。

- 1 その無線局を告発しなければならない。
- 2 できる限り速やかに、文書によって、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。
- 3 その無線局の免許人にその旨を通知しなければならない。
- 4 その無線局の電波の発射を停止させなければならない。

[12] 無線従事者は、無線通信の業務に従事しているときは、免許証をどのようにしていなければならないか。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人に預けておかなければならない。
- 2 携帯していなければならない。
- 3 通信室内の見やすい箇所に掲げておかなければならない。
- 4 紛失しないように通信室内に保管しておかなければならない。